

不在者投票について

宜野座村の選挙人名簿に登録されている方で、選挙期間中に仕事や旅行などで宜野座村以外の市区町村に滞在している方は、滞在地の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

【不在者投票該当事由】

1. 仕事・学業・冠婚葬祭など
2. 投票区外へ外出、用事、旅行など
3. 病気・負傷・出産等で歩行困難
4. 交通至難の離島に居住・滞在
5. 住所移転のため、本村以外に居住
6. 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

※郵送での手続きになりますので、お早めに申請くださいますようお願いいたします。

不在者投票の流れ

【直接または郵送で請求】

1. 不在者投票請求書兼宣誓書に必要事項を記入して、宜野座村選挙管理委員会に直接または郵送で提出します。

【提出先】

〒904-1392 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座 296 宜野座村選挙管理委員会

※ F A Xや電子メールからは受付できません。

2. 宜野座村選挙管理委員会から、投票用紙等が滞在地に届きます。
 - ※ 自宅等であらかじめ投票用紙に記入しておくことはできません。
 - ※ 不在者投票証明書が入った封筒は開封してはいけません。
3. 宜野座村選挙管理委員会より郵送された書類一式を持参して、最寄りの選挙管理委員会にて投票してください。
 - ※ 投票期間は、公示日（告示日）の翌日から投票日の前日までとなります。
 - ※ 受付時間については最寄りの選挙管理委員会にお問い合わせください。
4. 投票済みの投票用紙は、投票を行った選挙管理委員会から宜野座村選挙管理委員会に郵送されます。